

## 環境省組織令の一部を改正する政令

### ○改正のポイント

環境省組織令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（環境省）

- 1 地球環境局国際連携課及び参事官の所掌事務を変更することとしている。（第二六条第二号及び第二七条関係）
- 2 時限で措置された職について、設置期間を延長することとしている。（附則第二項から第四項まで関係）
- 3 この政令は、令和四年四月一日から施行することとしている。

---

### ○政令第百二十三号（令和四年三月三十日）

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五号を削る。

第二十七条中「、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務のうち重要事項に係るもの」を「第一号及び第二号に掲げる事務を分掌し、並びに第三号に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 地球温暖化の防止に関する国際協力に関する事務のうち重要事項に係るもの
- 二 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務のうち重要事項に係るもの
- 三 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

第四十九条第一項の表東北地方環境事務所の項中「岩手県、宮城県」を「岩手県宮城県」に改める。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三項を削る。

附則第四項の前の見出しを削り、同項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、同項の前の見出しとして「（環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例）」を付する。

附則第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

### 附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する